

## 提出された意見等の要旨及び総務省の考え

	【提出された意見等の要旨】	【総務省の考え】
1	<p>○ 政令案にある調査方法の変更(直接市町村長に調査票を提出する方法の導入)について賛成します。特に、オートロックマンションや女子寮など、住人や管理人以外の男性が立ち入ることに忌避感の強いと思われる住宅の場合、郵送での提出等が重要と考えられます。</p> <p>○ 省令案にある調査票の様式の改正について調査票に次の事項を追加願います。 「不審な電話・FAX、訪問者、電子メール等にご注意ください」 「総務省、自治体、国勢調査指導員並びに国勢調査員等は、次のことを行うことは絶対にありません 1 金銭の支払いを要求すること 2 ATM(現金自動預払機)へ行くよう要求すること」</p> <p>○ 省令案にある国勢調査指導員証及び国勢調査員証の様式の改正について賛成します。顔写真の貼付の他、偽変造対策の徹底をお願いします。</p>	<p>○ 本改正案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>○ 国勢調査を装った、いわゆる“かたり調査”に対する注意喚起については、調査票には紙面の制約があることから、調査票と一緒に世帯に配布する書類に記載することとし、併せて広報を通じても行うこととします。</p> <p>○ 本改正案に賛成の御意見として承ります。</p>
2	<p>○ 「政令案」について</p> <p>① 提出方法 国が行っている調査にもかかわらず地方自治体、特に市町村に多大の負担を強いている。 法定受託事務であることそのものが問題であるため、年金事務同様、国へ事務移管すべき業務であることから、提出先を統計センター、もしくは</p>	<p>① 国勢調査は、我が国にふだん住んでいるすべての人・世帯を対象に、その居住の実態を把握するものです。調査を正確に実施するためには、全国一律の基準で一斉に行う必要があります。国勢調査はこうした特性があることから、所定の期間に調査員事務などで多くの人に携わっていただく必要があります。</p>

総務省の指定する私書箱あてとすべき。

② 関係者への質問

住民基本台帳等の行政情報以上の情報を把握する意図は何か。

最低限、所在地の人口さえ把握すれば良い調査であるとする。

国民全員に対する身辺調査のような国勢調査は廃止すべき。

○ 「省令案」について

① 情報通信技術利用

オンライン回答方式等を用いずと

ます。また、実地業務は地域に精通している機関が担うことがより適切です。そのため、調査票の提出先は、正確な統計作成の基礎となる居住確認に遺漏なきを期するためにも、国と比べてより地域に近い市町村とすることが適切であります。

国勢調査については、国家の統治に密接な関連を有する事務として法定受託事務に該当する事務（平成8年12月地方分権推進委員会第1次勧告）に整理されているところです。そのため、総務省統計局では、地方実査の体制を有していないこともあり、国勢調査を法定受託事務の枠組の中で、国と地方公共団体との連携の下で実施しています。

なお、国勢調査の結果は、国はもとより、地方公共団体における行政運営の基盤情報としても活用されているところです。

② 関係者への質問は、調査期間中に不在

等のため、世帯から調査票の提出が得られず、住民基本台帳によっても当該世帯の居住情報を得ることができない場合に、市町村長が人口及び世帯数を漏れなく集計する必要があることから、統計法及び本改正案に基づき、実施するものです。

関係者の質問の実施に当たっては、世帯の個人情報保護意識等に配慮して、把握する調査事項を、氏名、男女の別、世帯員の数に限っているところです。

① 国勢調査は、人及び世帯の居住実態

に即した様々な統計を作成することを目

も、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、ほぼ全国すべての情報が集約されているため、そちらの法改正を行うのが先決ではないか。

② 国勢調査指導員証及び国勢調査員証の様式の改正

国勢調査員等の真正性を確保するために、地方公共団体に多大の負担を強いてきたのではないか。

顔写真の添付等を行わなければ真正性を確保できない、もしくは、顔写真の添付等を行えば真正性を確保できる、双方どちらかの根拠が成り立つ時点で地方公共団体の法定受託事務とする根拠性が失われる。国の一般競争入札によって外部業者へ委託すれば良い話。民間業者では真正性を保てないという根拠は、民間業者を愚弄している。

的としています。住民票には、氏名、生年月日、性別、住所の4情報及び世帯主の氏名と続き柄という限られた情報しか記載されていないため、例えば、産業別・職業別の就業者数、昼間の人口と夜間の人口の違いなど、国勢調査で把握される人口・世帯に関する様々な実態に関する統計情報を住民基本台帳や住民基本台帳ネットワークシステムから得ることはできません。そのため、実地調査による国勢調査は必要です。

なお、オンライン回答に係るシステムでは、個人情報保護に万全の対策を講じることとしており、住民基本台帳ネットワークとの接続やデータ交換は行いません。

② 国勢調査員証等に写真を貼付することにより、身分証明証の機能を高めることを旨とする今回の改正と、国勢調査を法定受託事務とすることに直接の関連はないものと考えています。(国勢調査を法定受託事務とすることについては、上記「政令案について」の①で記述)

また、国勢調査を外部業者に委託することに関しては、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定)において、「調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな支障が生じるおそれがあるため、慎重かつ十分に検討する」と整理されています。これを踏まえ総務省としては、特に世帯と直接接する調査員事務については、世帯からの信頼を確保し、不測の事態が生じても適切な対応が図れるよう、国と地方公共団体が連携して行う必要があることから、調査員事務の民間委託は行わないこととしている

		<p>ところ。なお、それとは直接関係しない事務について民間委託することは可能と考えています。</p>
3	<p>1. 市町村長に直接調査票を提出する方法の導入に関しての意見</p> <p>(1) 国勢調査員にとって担当世帯の未提出世帯に対する督促を行うための、回答提出状況の把握はどのようにするのですか、また督促は行わないということですか。具体的に回答ください。</p> <p>(2) 未調査の把握が従来より困難であるのに対して、その期間の延長は従来に対してわずか7日間しかありません。</p> <p>(3) 市町村長はどのように回答提出状況を把握し、国勢調査員等に連絡するのか、その方法を具体的に提示してください。</p> <p>2. 国勢調査指導員証、国勢調査員証の様式の改正に関しての意見</p> <p>今回の改正事項ではありませんが、国勢調査指導員証と国勢調査員証の裏面の注意事項についての意見</p> <p>(1) 個人情報の保護に関する厳しい罰則は記載されていますが、逆に報告義</p>	<p>1. 今回の国勢調査は、以下の流れによって行うこととしています。</p> <p>ア 9月下旬</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査員は、担当地域内の世帯を訪問し、世帯の居住実態を確認の上、調査票を配布します。</li> </ul> <p>イ 10月上旬</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査員は、郵送提出を希望する世帯以外から調査票を回収します。</li> <li>・ 郵送提出を行う世帯は、この期間内に調査票を郵送で提出します。</li> </ul> <p>ウ 10月中旬</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査員は、自ら調査票を回収した世帯以外の世帯に対し、調査票提出の確認状を配布し、提出を要請します。</li> </ul> <p>エ 10月中旬～下旬</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村長は、調査票が郵送や持参により提出された世帯を、各調査員の担当地域ごとに取りまとめて、調査員に郵便等の方法で伝達します。</li> <li>・ 市町村からの伝達を受けた調査員は、調査員が自ら調査票を回収した世帯と市町村長から連絡を受けた世帯を除く世帯（調査票未提出世帯）を再訪問し、調査票を回収します。</li> </ul> <p>2. 「国勢調査指導員証」及び「国勢調査員証」の裏面については、国勢調査指導員及び国勢調査員の身分や遵守すべき事項に関する法令について記載しています。</p> <p>世帯に対する報告義務や罰則については、世帯に配布する書類等に記載する</p>

	<p>務があることとその義務違反にも罰則があることを明記してください。</p>	<p>こととしています。</p>
<p>4</p>	<p>○ 新聞等での広報も利用して、もっと広く国民から国勢調査への不信・不満の声を総務省で募集し、様々な声にそれぞれ答えた上で、それに適した改正をするべきではないか。</p> <p>○ 国勢調査員等に来られるのがいやなこともあるので、一定の申込み期限までに本人が申し出るなどすれば、市町村から直接調査票の配布を受けることもできるようにするべきである。</p> <p>○ 市町村に直接郵送で出す理由は、国勢調査員等に調査票を見せたくないからだということも多いと予想されるので、市町村に直接提出された調査票は、わざわざ国勢調査員等（国勢調査指導員）に見せて検査させるのではなく、市町村が検査するべきである。市町村で人手が不足であれば、一般職臨時職員の任用など</p>	<p>○ 今回の国勢調査の調査方法の改正については、前回調査実施後に世帯を対象に行ったアンケート、総務省及び統計局のHPにお寄せいただいた意見や、調査方法の実地検証の場である試験調査の際に併せて実施したアンケートなど、国民の皆様の意見を踏まえているものです。今後とも、総務省及び統計局のHP等、様々な機会を通じて国勢調査に関する御意見をお伺いいたします。</p> <p>○ 正確な調査を実施するためには、世帯が現に居住している場所を把握し、その場所で調査を行う必要があります。そのため、調査員が担当地域の住居・世帯を訪問し居住実態を確認した上で、調査票を配布する方法を採用しています。一方、調査票の提出については、従来の調査員への提出に加え、郵送や市町村への持参による提出も可能としており、世帯の調査票の提出の利便性の向上に努めているところです。</p> <p>調査を円滑に実施するためには、世帯の御都合などを勘案することも重要なことと考えており、御提案の方法については、今後の調査方法の検討に当たっての御意見として承ります。</p> <p>○ 平成 22 年国勢調査では、調査票は封入して調査員を経由して市町村に提出されるか、又は世帯から郵送等で直接市町村に提出される方法としています。提出された調査票は、御意見にあるとおり、国勢調査員が検査することはありません。なお、世帯に調査票の配布・回収を行う国勢調査員等とは、国勢調査員及</p>

も可能なはずである。

- 不在等のときはその世帯以外に質問できることになっていて、手続き・質問相手も特に限定されていない。だから、たまたまいなかったために近所に聞き回られる可能性があるが、自分に無断で聞き回られ、正確かどうかわからない情報で記入されるのは不快であるし、調査としてもいいかげんだと思う。また、聞き回るときに自分が不在等だということを近所に話されることになり、近隣で犯罪の加害者・被害者になることもある世の中なのに、不用意である。

その世帯以外に質問するときの手続きや相手を厳格に規定すべきである。

- 国勢調査に疑問を感じ、あえて、調査票を出さないこともあるので、その世帯が回答せず、ほかへの質問等で調査された分は集計上も区別して、それがどのく

び国勢調査員に代わって調査を行った場合の国勢調査指導員を指しますが、国勢調査指導員が国勢調査員に代わって調査を行った地域の検査を行うことはありません。

国勢調査の調査票の審査事務は膨大な作業量になるため、市町村と国勢調査指導員が連携しながら行うこととしていますが、国勢調査指導員の検査については、市町村の管理下において、上述のような配慮をすることとしています。

- 御意見をいただいた調査方法（聞き取り調査）は、不在等により世帯から直接調査票の回収が行えない状況であっても、調査員段階で漏れなく人口・世帯数を把握するための最終的な措置として、従来から、氏名、男女の別、世帯員の数の3項目に限って行っているところです。今回の国勢調査では、従来10月上旬の調査票の回収期間のほか、10月下旬に未提出世帯からの調査票の回収期間を設定して、世帯から調査票を回収する期間を十分に確保することとしています。それでもなお不在がち等のため調査票の提出が得られない場合についてのみ聞き取り調査を実施するものです。

また、国勢調査員が聞き取り調査を適切に行うよう、従来より国勢調査員を指導する立場の国勢調査指導員の指導用書類などに聞き取り調査の実施方法を明記しているところです。

- 統計表における調査票の一部の項目について回答が得られないことに起因する不詳数の表示の仕方については、現在、検討を行っているところです。

	<p>らいあるのか明らかになるようにするべきである。</p>	<p>なお、国勢調査については、統計法において調査対象に調査票を記入して提出する義務（報告義務）が課せられ、報告を拒んだり虚偽の報告をしたりした場合の罰則も規定されています。</p>
--	--------------------------------	---